

「証券ジャパンの約款・規定集」（インターネット取引をご利用のお客様用）の一部改正について新旧対照表

* 平成 25 年 4 月 1 日より、電話受注によるオペレーターを介した取引注文取扱サービスの提供により一部規程を変更します。

(改訂項目の新旧対照表)

(下線部分が内容の改訂箇所です。)

新	旧
<p>第 1 章 インターネット取引サービス取引取扱規定</p> <p>第 1 条(規定の趣旨) 本規定は、お客様がインターネット及び電話によるオペレーターを通じて、株式会社証券ジャパン(以下「当社」という。)が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス(以下「インターネット取引サービス」という。)を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。</p> <p><u>第 12 条 (注文の受付及び取消)</u></p> <p>(1) お客様は、支店番号、口座番号及び暗証番号が当社に登録されているものと一致した場合に限り、インターネット取引サービスを利用できます。</p> <p>(2) お客様のインターネット取引サービスでの取引注文の受付は、次に定める時点を持って受付とさせていただきます。</p> <p>① <u>インターネットにおける取引注文は、お客様が該当注文の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点を持って受付とさせていただきます。</u></p> <p>② <u>電話受注によるオペレーターを介した取引注文は、当社が当該注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく当社が発注した時点をもって受付とさせていただきます。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第 13 条(注文の執行)</p> <p>(1) 当社が受付けた取引注文は、<u>第 9 条</u>に定める日の合理的な時間内に金融商品取引所等で執行いたします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第 15 条 (取引内容等の確認)</p> <p>当社とお客様との間でインターネット取引サービスにおける取引注文等の内容について疑義が生じた場合は、お客様が端末から入力したデータの記録内容(電話によるオペレーターを介した取引の場合は録音記録内容)をもとに処理させていただきます。</p> <p>第 16 条 (情報利用の制限) ～ 第 29 条 (規定の変更)</p> <p align="center">(現行どおり)</p> <p align="right">付 則</p> <p>本規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>第 1 章 インターネット取引サービス取引取扱規定</p> <p>第 1 条(規定の趣旨) 本規定は、お客様がインターネットを通じて、株式会社証券ジャパン(以下「当社」という。)が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス(以下「証券取引サービス」という。)を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第 12 条(注文の受付及び取消)</p> <p>(1) お客様は、支店番号、口座番号及び暗証番号が当社に登録されているものと一致した場合に限り、証券取引サービスを利用できます。</p> <p>(2) お客様の証券取引サービスでの取引注文の受付は、<u>お客様が該当注文の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点を持って受付とさせていただきます。</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>第 13 条 (注文の執行)</p> <p>(1) 当社が受付けた取引注文は、<u>第 8 条</u>に定める日の合理的な時間内に金融商品取引所等で執行いたします。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>第 15 条 (取引内容等の確認)</p> <p>当社とお客様との間でインターネット取引サービスにおける取引注文等の内容について疑義が生じた場合は、お客様が端末から入力したデータの記録内容をもとに処理させていただきます。</p> <p>第 16 条 (情報利用の制限) ～ 第 29 条 (規定の変更)</p> <p align="center">(省 略)</p>

以 上